平成２１年（フ）第５２２号
兵庫県三田市武庫が丘４丁目９番地　グリーンハイツ１棟305号
債務者　則本　球美
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６７１号
神戸市北区藤原台北町６丁目８番18号
債務者　中井　則文
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７１３号
神戸市北区南五葉２丁目４番４―105号
債務者　増田　紘一
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７５１号
神戸市垂水区本多聞２丁目13―８　ＰＩＡＺＡ本多聞305号室、住民票上の住所神戸市長田区四番町４丁目公有地　市住20―1202号
債務者　澤　奈央子（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７６９号
神戸市長田区長尾町２丁目12番４号
債務者　山田博也こと　孫　　博也
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７７９号
神戸市中央区中山手通４丁目18番３―505号
債務者　田村　健介
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７８０号
神戸市中央区中山手通４丁目18番３―505号
債務者　田村　利枝
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３４１号
兵庫県西宮市北六甲台５丁目11番24号
債務者　大石美砂子（旧姓塚田）
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第３７７号
兵庫県尼崎市尾浜町１丁目４番12号
債務者　西山京子こと　崔　　京子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第４５７号
兵庫県尼崎市西昆陽３丁目32番25―206号
債務者　和田　滋美
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５０７号
兵庫県尼崎市常松１丁目14番１―404号
債務者　髙原三枝子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第２５５号
兵庫県姫路市本町202番地　メゾンデール301
債務者　池田真奈美
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第３４５号
兵庫県朝来市生野町口銀谷261番地64
債務者　荒川　　滋
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第３４８号
兵庫県姫路市東山1398番地　メゾンソレイユＡ棟102号
債務者　塚本　　敦
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第３４９号
兵庫県姫路市東山1398番地　メゾンソレイユＡ棟102号
債務者　塚本みやび（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第３５６号
兵庫県姫路市飾磨区構1049番地48
債務者　香山　直樹
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第３５７号
兵庫県姫路市飾磨区構1049番地48
債務者　香山奈緒美
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第３８０号
兵庫県姫路市夢前町寺１番地５　いわさきアパート206
債務者　山本　勝義
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部